

平成30年度緑の募金事業募集に係る留意事項

公益財団法人和歌山県緑化推進会「緑の募金事業」の申請をされる方は、「緑の募金事業募集要領」及び「緑の募金実施要領」と併せて本紙記載の留意事項を熟読いただきますようお願いいたします。

1. 事業採択について

採択につきましては、本会の理事会、評議員会、運営協議会にて審査を行い決定します。

また、同一箇所(隣接地を含む)において他事業等の補助・助成を受けている、または、受ける予定のものは対象外とします。

2. 事業計画について

① 一事業当たりの**交付金限度額は40万円**とします。

なお、申請総額が予算額を上回る場合は、交付金限度額を予告なしに調整いたしますので御了承下さい。

② 機械・器具の購入については、簡易なもの(クワ、カマ等の人力用器具)に限定します。

③ 資材費は、苗木・肥料・土壌改良材・支柱等の購入費とします。

④ 請負施工により事業を実施する場合は、資材費のみを交付対象とします。

⑤ 植栽については、緑化樹木(木本類)とし、苗木1本あたり1万円を上限とします。

⑥ 「和歌山の森林及び樹木を守り育てる条例」により、原則、植栽樹種は、和歌山県郷土樹種使用指針の樹種とします(別表1)

なお、和歌山県みどりの少年団連盟に加盟している団体に限り、花等の植栽それに係る経費を認めることとします。

⑦ 弁当代等の食料費は、交付金対象としないので御留意下さい。

⑧ 事業計画は、具体的な内容を記載し、積算根拠となる資料(見積書等)を必ず添付することとします。

⑨ 森林整備並びに緑化事業の計画地については、必ず所有者の同意を得て申請して下さい。なお、緑化事業を行う場合は公共施設、もしくはそれに準ずる施設が対象となるので、これに該当するかどうかは、市町村緑化推進会又は地方緑化推進会において確認させていただきます。

3. 交付金について

- ① 交付金の支払いについては、「事業完了」→「実績報告」→「額の確定通知」の事務処理が終了した時点で、請求に基づきお支払いします。
- ② 事前に経費が必要な場合については、交付金の1/2以内の概算払い制度がありますので利用して下さい。

4. 募集期間

平成30年7月2日(月)～平成30年7月31日(火)

5. その他

- ① 後日、「緑の募金事業」の標柱を配布いたしますので、必ず現場に立てるようにして下さい。
- ② 事業の写真（施工前：3枚程度全体がわかるもの、施工中：6枚程度、施工後：3枚程度施工前と比較が出来る写真）を撮影し、実績報告に添付して下さい。
特に、施工中の写真（樹木をみんなで植えている写真等）は必ず添付して下さい。
また、購入資材等における写真は必ず施工前に、講師先生等人物については、受講中の写真を撮り必ず添付して下さい。

【注意事項】

※写真が無い場合、現地調査等の確認を行う事があります。この場合、確認出来ない所につきましては、交付金が認められない場合がありますので、御注意ください。

- ③ 申請段階と実施段階で資材等の規格の大幅な変更がないようにして下さい。
また、実績報告時に規格の分かる書類等（納品書等）を添付して下さい。
- ④ 支出に関する書類で、領収書の写しは必ず添付して下さい。
なお、領収書の添付が遅れる場合は、実績報告時に請求書と納品書を添付し、後日あらためて領収書を送付して下さい。

【注意事項】

※納品書（レシート等）・領収書（請求書）が無い場合、交付金が認められない場合がありますので、必ず添付願います。

【注意事項】

緑の募金事業を活用して植栽事業を実施する場合は、申請団体等が交付金で苗木や資材等を購入し、その植栽作業等については、申請団体等がボランティアで実施することが前提ですのでご留意下さい。